



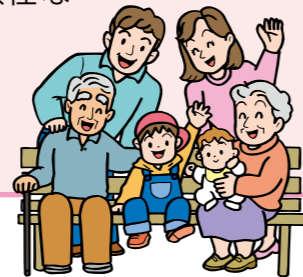
くまもと家庭教育支援条例のポイント



家庭での教育を県民みなんで応援しましょう！

家庭教育を取り巻く現状は…

少子化、核家族化がすすむとともに、地域のつながりが少なくなっています。また、過保護、過干渉、放任などの家庭の教育力の低下も指摘されています。



家庭教育支援の必要性

目的(第1条)

- ・保護者が親として学び、成長していくこと、子どもが将来親になることについて学ぶことの促進
- ・子どもの①生活習慣の確立、②自立心の育成、③心身の調和のとれた発達の推進

基本理念(第3条)

家庭教育支援は、主に次のことを大切なこととして、取り組みます。

- ・保護者が、子どもの教育について第一義的責任を有すること
- ・家庭教育の自主性を尊重すること
- ・社会のあらゆる構成員が、各々の役割を果たしながら、相互に協力し、一体的に取り組むこと

それぞれに期待される役割

保護者の役割(第6条)

子どもに愛情を持って接し、子どもの生活習慣の確立、自立心の育成、心身の調和のとれた発達を図りましょう。また、保護者自らが成長していくよう努めましょう。



学校等の役割(第7条)

家庭、地域と連携して、基本的な生活習慣を身に付け、自立心を持ち、心身の調和のとれた子どもの育成に努めましょう。

地域の役割(第8条)

地域の歴史、伝統、文化、行事等を通じて、地域で子どもたちの育ちを支えていきましょう。



事業者の役割(第9条)

従業員が、仕事と家庭のバランスがとれるよう配慮していきましょう。

県の責務を定めました(第4条)

県は、市町村、保護者、学校等、地域住民その他の関係者と連携して、家庭教育支援の施策を策定し、実施します。

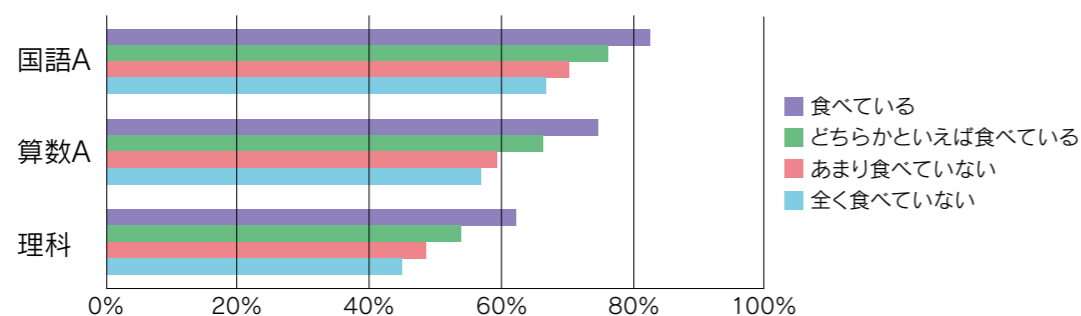
基本的施策

- 親としての学びを支援する学習機会の提供(第12条)
保護者の、親としての学びや育ちを応援する学習方法の開発・普及を行うとともに、学習機会を提供していきます。
- 親になるための学びの推進(第13条)
子どもたちが、家庭の役割、子育ての意義等、将来親になるための学習ができるよう支援していきます。
- 人材養成(第14条)
家庭教育を支援する人材養成を行っていきます。
- 家庭、学校等、地域住民の連携した活動の促進(第15条)
家庭教育に関わる関係者が、相互に連携・協力した活動を促進していきます。
- 相談体制の整備・充実(第16条)
家庭教育に悩む人たちのために、相談体制を充実させ、相談窓口の情報等を広く知らせていきます。
- 広報及び啓発(第17条)
家庭教育に関する情報の収集・整理・分析・提供を行い、家庭教育の広報・啓発を行っていきます。



朝食を毎日食べている子どもほど、学力調査の得点が高い傾向にあるよ。

朝食の摂取と学力調査の平均正答率との関係

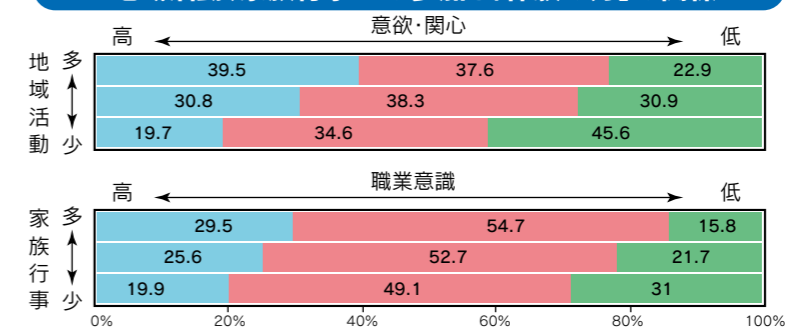


文部科学省 平成24年度 全国学力・学習状況調査(小学6年生)



お祭りなどの地域活動や、家族行事の体験が豊富な子どもは、意欲・関心、職業意識が高い傾向があるよ。

地域活動、家族行事への参加と「体験の力」の関係



(独) 国立青少年教育振興機構「子どもの体験活動の実態に関する調査研究(平成22年)」